府省名 農林水産省 部署名 大臣官房新事業·食品産業部食品製造課基準認証室

取組のポイント

「JAS (日本農林規格)登録認証機関の登録/登録の更新の申請」は、提出書類が膨大であること等が申請者の負担となっていたところ、業務フローを見える化するなど丁寧な実態把握を行ったうえで、

- ①農林水産省共通申請サービス(eMAFF) を活用することにより、紙による書類提出を不要
- ②提出済みの書類と同内容の書類の提出を不要
- とする等の申請手続の見直しを実施し、審査側の業務量の削減を実現。

取 組 概 要

【取組の背景】

令和2年1月、内閣官房の主導で始まった業務の抜本見直しの取組に合わせ、事務次官をチーム長とする「業務の抜本見直しチーム」を立ち上げ、このチームが中心となり、3,000超の行政手続(法令、補助金・交付金)の業務フローを整理し、業務の可視化を実施。業務の見直しを行ったものから順次オンライン化することとなり、JAS関係手続きも業務の見直しの検討を開始。

当該手続は、①申請が紙媒体で行われているため、申請に郵送費、紙代、印刷費等のコストがかかること、②提出書類の枚数が膨大(500枚/1申請)であること、③複数の区分について申請する場合(例:飲食料品の区分と有機の区分を同時申請した場合)、同一の内容の書類であっても、区分毎に申請が求められることの3点が課題となっており、改善が求められていた。

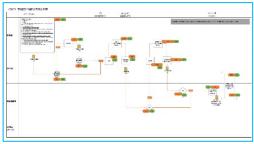
【取組の内容】

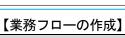
申請から登録認証機関登録までの一連の工程をフロ一図により見える化し、時間を要している工程を重点的に、その理由・原因の洗い出しを実施。また、申請者の必要提出書類について、申請者の負担/審査側の負担のバランスを考慮し、ゼロベースで検証・検討。検討に当たっては、 農林水産省デジタル戦略グループ及び遠藤デジタル庁参与 (BPR・システム調達担当) に相談しつつ、課室内及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター (FAMIC) でディスカッションを重ねて実施。また、申請者にもヒアリングを行い、事実の洗出しを実施。

上記の取組により、①eMAFF を活用することにより、紙による書類提出が不要、②手数料規程のような認証業務を細分化した個別マニュアルの提出を不要とし、現地調査での確認に変更、③提出済みの書類と同内容の書類の提出が不要となった。

【取組の成果】

申請書類の削減により、FAMIC における申請書類に基づく登録確認の決裁時の印刷事務の大半が不要となり、FAMIC 職員の業務量が削減。また、eMAFF を活用することで、FAMIC にとっては、申請書類を農林水産省へ郵送の手間が削減され、農林水産省にとっては、申請書類の紙媒体の保存が不要となった。







【書類量の削減】

講評

単なる申請手続の電子化にとどまることなく、業務フローの丁寧な見直しによるBPRに取り組み、提出済の書類と類似の書類や、現地調査で確認すればよい書類の提出を不要とした点は、他府省の手本になる取組である。